

地方独立行政法人明石市立市民病院定款の概要

1 趣旨

定款とは、地方独立行政法人の目的や名称、業務の範囲など基本的な事項を定めたもので、地方独立行政法人法第7条の規定に基づき、法人の設立に際して制定する必要があるため、議会の議決を求めるものです。

2 主な内容

(1) 目的

救急医療及び高度医療の提供並びに地域医療機関と連携しての、住民の健康の維持及び増進への寄与

(2) 名称

地方独立行政法人明石市立市民病院

(3) 設立団体

明石市

(4) 法人の種別

特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人（非公務員型）

(5) 役員

理事長1人（任期4年）、副理事長1人（任期4年）、
理事5人以内及び監事2人以内（任期2年）

(6) 業務の範囲

医療の提供、医療に関する地域支援、調査及び研究等

(7) 資本金

明石市から承継される財産の価額及び明石市が出資する資金その他の財産の価額の合算額

3 施行期日

法人の成立の日